

どうなる？
どうする？

市町村合併

NO.7

住民投票日

10月26日



午前7時
～午後6時

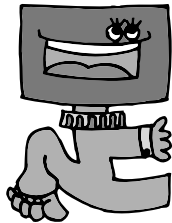
- 特集・住民投票
- ・任意合併協議会の経過
 - ・町民説明会の開催状況

奈井江町

平成15年10月6日発行
発行 奈井江町
編集 まちづくり課
企画係

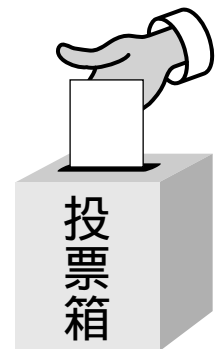
「住民投票」

10月26日(日)は



ぜひ投票所へ をお運びください

投票時間は 午前7時から午後6時



投票資格者

昭和60年4月1日以前に生まれた方で、3ヶ月以上奈井江町に住所を有する方

今回の投票では、今年春に高校を卒業した方もしくは同じ年代の方、さらには永住外国人の方にも投票資格があります。

なお、永住外国人の方は「投票資格者名簿への登録」の申請が必要です。10月18日(土)までに、選挙管理委員会事務局まで申請してください。

投票所

投票所名	お住まいの行政区
南町コミュニティ会館	南町・茶志内
社会福祉センター	本町・瑞穂・高島
北町コミュニティ会館	北町・大和
東町生活館	東町・宮村・住友新町
向ヶ丘生活館	厳島・白山・向ヶ丘栄町・向ヶ丘・奈井江学園

不在者投票 10月21日(火)から25日(土)

午前8時30分～午後8時 場所 役場1階町民ホール

開票

10月27日(月)

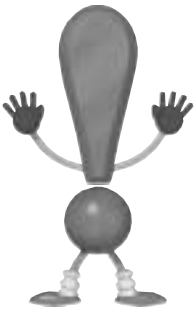
午前9時から

場所：社会福祉センター

詳しくは広報ないえ10月号をご覧ください

住民投票に関するお問合せは、
奈井江町選挙管理委員会事務局まで
(役場内)電話 65-2111(内線175)

■■■■■ どうして投票を行うのか ■■■■■



11月下旬が約束の期限

雨竜町	滝川市	赤平市
新十津川町	砂川市	歌志内市
浦臼町	奈井江町	上砂川町

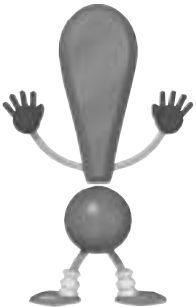
中空知地域任意合併協議会

今年1月、近隣の4市5町により「中空知地域任意合併協議会」が設立されました。任意協議会では、合併する場合の時期（平成17年3月）や住民への情報提供、更には、「法定合併協議会」（注1）への移行等について協議をしてきました。

4市5町の中には、早期に法定協議会への移行を望む自治体もあれば、今の時点で単独の道を探る自治体もあります。奈井江町は、住民に対して可能な限りの情報提供が必要であるという立場で慎重に議論に参加しています。

しかし仮に合併特例法（注2）の期限である、平成17年3月までの合併を目指す場合には、年内に法定協議会をスタートしなければ期限までに間に合わないという背景があります。この理由から8月18日開催の任意協議会において11月下旬までに「法定協議会への参加」について、各市町の最終意思確認を行う申し合わせが行われました。

なお現時点において、雨竜町と新十津川町はこの法定協議会には加わらない意向を示しています。



住民参加による選択

現在各市町では11月下旬までの意思確認に向けて、それぞれが住民説明等を行っています。言うまでもなく、この市町村合併問題は「町の存亡にかかわる重要な問題」です。そして住民にとっても日々の生活や仕事に直接つながる大切な問題です。

従って、町はこの将来の選択に、住民の皆さんにも「参加をしていただく」ことが正しい考え方であるという判断に立ちました。

「住民の皆さんに合併問題を一緒に考えていただき、その意向を明らかにした上で、町の方針を決定する」ということです。参加していただくことが、この合併問題を直接考え、住民同士で議論をしていただくことになり、さらには投票の結果に係わらず、今後の町づくり、地域づくりにつながっていくことも期待をしています。



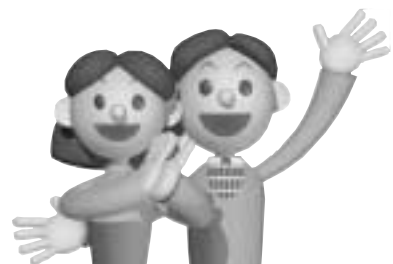
ことばの説明

（注1）法定合併協議会

合併後の新市の建設計画などを共同で作成することを目的として設置されます。協議会の設置には議会の議決が必要になります。

（注2）合併特例法

正しくは、「市町村の合併の特例に関する法律」といい、平成17年3月31日までの期限付きの法律です。この法律の中に、合併に伴う事業の資金として借入れができる「合併特例債」等の財政の支援策や議員の定数の取り扱いなど、様々な特例がうたわれています。





住民投票の時期を考える

法定協議会からはぬけられないのか

議会の議論や住民説明の中で「法定協議会に入り、協議の内容を確認してから判断をすべきではないのか」という意見があります。これについて、町長は「仮に法定協議会に加入し、途中で脱会することになった場合、他の自治体に対して大変な迷惑をかけることになる。」と説明をしています。それは、仮に途中で抜けた場合、残った市や町は、また新しい枠組みを模索して一から議論を始めることとなります。そうすると、合併特例法の期限である平成17年3月までの合併が非常に難しくなる可能性があるからです。

地方制度調査会の答申を待たないのか

もうひとつの議論は、現在検討されている地方制度調査会（注3）の最終答申が出てから投票すべきではないかという意見です。

この地方制度調査会の最終答申は11月に出される予定ですが、同じ11月に衆議院議員選挙が行われる予定です。衆議院選挙と住民投票は投票資格者が違うので重複はできません。従って住民投票を先行して行うことになりました。

仮に地方制度調査会の答申に、今後、小規模自治体の運営に重要な影響を与える内容が示された場合には、住民投票の結果にかかわらず改めて議会や住民の皆様への説明や協議が必要になると考えられます。



ことばの説明

（注3）地方制度調査会

「21世紀の市町村のあり方」等を検討している総理大臣の諮問機関です。

春に出された中間答申では、合併特例法が終了したあとは、財政の特例措置を行わずに合併を加速させる考えを示しています。11月の最終答申では、一定規模に満たない小規模市町村のあり方などについて、どのような答申をするか注目されています。

子ども投票が行われます

今回の住民投票にあわせて、小学5・6年生、中学生、高校生もしくは同じ年代の方を対象にして「子ども投票」が行われます。

奈井江町では昨年4月に「子どもの権利に関する条例」がつけられ、その中で「子どもたちが社会に参加して意見を述べ、その意見が大切にされる権利」が保障されています。

また条例に関する取り組みとして、子ども会議の話し合いにより、自主的に学び、社会に参加する活動も行われてきました。「町長と語る会」もその一つです。

昨年、本年と各学校で市町村合併問題を学び、また意見交換も行ってきました。この合併問題は確かに難しい問題ですが、学習をしてきた子どもたちは、それぞれに合併に対する考えや疑問を持っています。子どもたちの視点に立ち、理解をしてあげて、町づくりに参加する意欲を育てることが大切です。子ども投票の結果を町長と議会は参考にして議論を行いません。



中空知4市5町が合併したら？

中空知地域任意合併協議会の検討経過



中空知地域任意合併協議会の会議録をもとに、検討された内容と奈井江町長の発言要旨をまとめました。
また、市町村合併や法定協議会に対する各市町の考え方をお知らせするため、新聞報道による各市町長の発言を抜粋しまとめました。

第1回協議会（平成15年1月24日）

任意協議会の検討項目を決定

合併の方式・新市のまちづくりの基本的方向など、検討する「項目」を決定。
法定協議会への移行に関して意見交換

【奈井江町長の発言】

法定協議会の移行については、住民合意が何よりも重要。任意協議会が法定協議会になるときは、ひとつの区切りとして考えなければならない。

第2回協議会（平成15年2月19日）

合併協議における基本的方向を決定

合併の方式は新設合併（対等合併）とする。

新市のまちづくりの基本的方向

基本理念を、「旧市町の歴史、文化、自然環境など特性を生かした機能分担と調和のとれた新しいまちづくり」とする。

旧市町単位の地域振興として、地域審議会を設置する。

旧市町の財産は、新市に継承する。

任意協議会での検討事項について意見交換

【奈井江町長の発言】

住民説明するために、「合併したらどうなるか」ということを任意協議会で可能な限り行っていくべき。任意協議会であっても（財政問題や第3セクターなど）全て情報を出し合いながら、深く議論するというのを、議会に了解を得て進めるべきである。

第3回協議会（平成15年2月28日）

任意協議会で検討可能と考えられる具体的な項目について協議

歌志内市から提案された項目を基本に、幹事会で整理することになりました。

地域商店街の衰退防止

病院の役割分担と既存施設の有効利用

行政サービス、公共料金のあり方、行政サービス統一にかかる経過措置

旧市町の行政区のあり方

3月末までに任意協議会としての一定のまとめを行う

事務局の当面の体制として、任意合併協議会設置に係る第1四半期（4月～6月）分を予算措置する

第4回協議会（平成15年4月7日）

「行政サービス」「公共施設」「財政状況」について、資料を作成することを決定

第5回協議会（平成15年5月14日）

資料「中空知地域4市5町が合併した場合の行政サービス等のあり方」と「中空知4市5町を取り巻く財政状況」が完成

合併する場合、平成17年3月までに北海道知事への申請を行うスケジュールを基本方針として進める

9月に法定協議会へ移行する前提で、任意合併協議会設置に係る第2四半期（7～9月）分を予算措置する

【奈井江町長の発言】

スケジュールに従いながら、最大限に住民対話を進め、法定協議会参加の是非を明らかにしていきたい。

任意協議会で、より確かな情報、4市5町のよりわかりやすい情報を得て、全ての情報を住民に知らせていくということが一貫した私の考え方である。

第6回協議会（平成15年8月18日）

法定協議会参加への意思確認は11月下旬までに行うことを決定

事務事業調査、新市建設計画について、可能な作業を先行して行う

担当課長会議と、職員による業務ごとのワーキンググループにより協議を行うことになりました。

第8回幹事会（平成15年9月3日）

新十津川町と雨竜町が事務事業調査等に参加しないことを表明

雨竜町は「すでに町長が法定協議会不参加を表明したことから」、新十津川町は「現在の町の立場として調査に加わることは他の市町に迷惑をかけるから」という理由で、事務事業調査等には参加しないことになりました。

任意合併協議会設置に係る第3四半期（10～12月）分を予算措置する

新聞報道による



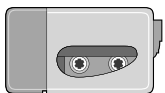
各市町長のコメントから

赤平市



- ・ 合併反対、賛成のどちらでもないが、9月までに法定協議会に移行し、合併後の赤平の位置づけを見極めたい。単独で生き残った場合の検討もしていきたい。
< 現市長就任時（5月 北海道新聞） >
- ・ 厳しい財政状況の中、市民生活を守る観点から合併の是非を含め、法定協議会の中で策定される新市建設計画に基づき、住民説明会を行い、市民の意向を重視し、議会とともに誤りのない判断をしていく。
< 市政執行方針（6月 プレス空知） >
- ・ 7月にも住民説明会を開き、早い時期の法定協議会設置を求めていく。ここでは、新市建設計画、市民を尊重した決断をしていく。決断の場は議会であり、アンケート調査も想定している。
< 6月定例議会（プレス空知） >
- ・ 市民会議では法定協議会への参加を言明した。ある程度理解は得られたと感じている。合併せず単独でいく場合の資料を作成中で、市民会議の席上でも説明したい。今後、住民投票はある面、無責任。アンケートの方が有効と思う。
< 6月定例議会（プレス空知） >
- ・ 今後、法定協議会に参加して、市民の意向を重視しながら判断していきたい。
< 6月定例議会（北海道新聞） >

滝川市



- ・ 任意協議会では、各首長の本音が出ていない。あまり9市町の枠組みにこだわりすぎず、9月をめどに法定協議会に移り、本質的な議論をしなければならない。
< 現市長就任時（5月 北海道新聞） >
- ・ （法定協議会への移行については）市民と十分に対話を行い、理解を得た上で議会に提案したい。
< 6月定例議会（北海道新聞） >
- ・ 小規模自治体では生き残ることは難しく、対応が求められる。合併は財政基盤強化につながる。早い時期に法定協議会設置を目指し、積極的な議論を進めたい。
< 6月定例議会（プレス空知） >
- ・ 11月末には、法定協議会に参加するかどうかを首長として決める。まちづくり懇談会などで市民の意向は確認してきたが、4市5町の枠組みが変わることが考えられ、市民の意見を聞くアンケート調査の必要性も感じている。（法定協議会の枠組みについては）こういった枠組みになるのなかなか見えてこない。できるだけ多くの市町で移行することが大切だ。 < 9月定例議会（北海道新聞） >

歌志内市



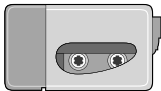
- ・ （合併の枠組みについて）何市何町ということは言いかねる。国の推移を見ているまちもあると思う。住民投票云々についても推移を見ながら、判断したい。
< 6月定例議会（プレス空知） >
- ・ 法定協議会では公共料金、使用料、利用料などを出し合い、市民が判断する情報材料を望んでいる。
< 7月 プレス空知 >
- ・ 町内会の代表などで作る市民懇話会を立ち上げ、合併を含めた将来のまちづくりについて話し合っていきたい。
< 9月定例議会（北海道新聞） >

砂川市



- ・任意協議会では協議内容に限界がある。合併の是非については、市民の意見を聞きながら決断したい。
< 6月定例議会（北海道新聞）>
- ・最も効率的な行政運営が可能なのは人口10万人以上。（新十津川町・雨竜町不参加で）これ以上枠組みが崩れた場合、住民と再度話し合わなければならない。
< 8月 北海道新聞>
- ・人口10万人以上の枠組みが崩れた場合の対応として、残った市町でつくる法定協議会への参加 単独生き残り 新たな枠組みづくり の3つがある。法定協議会で議論した内容と、単独生き残りの計画を比較しながら、市民に情報提供することが望ましい。
< 9月定例議会（北海道新聞）>
- ・人口10万人のまちづくりの枠組みが壊れた場合でも10万人に近いなら法定協議会へ入りたい。投票が必要であれば判断材料の資料を提出して行う。
< 9月定例議会（プレス空知）>

奈井江町



- ・法定協議会への移行は、十分に時間をかけて住民説明をする。議会や住民と議論を交わして判断していく。
< 6月定例議会（北海道新聞）>
- ・合併問題に関しては、今後も情報提供を密にする。国の方針も中間報告の段階。町では住民対応も含め、これまで以上に積極的な話し合いを行う。
< 6月定例議会（プレス空知）>
- ・国の方針がめまぐるしく変化し、本来想定していた4市5町の枠組みも変わってきている。他市町との合併、単独行政のどちらを想定するにしても、財政のスリム化は必要。他の市町との協議を進めながら、今後も最新の情報を提供しながら皆さんの意見を尊重していきたい。
< 町民懇話会（8月 プレス空知）>
- ・住民投票は参加型の自治を築くための民主主義の原点。住民投票は合併市町村の人口要件がないことを前提にしたもの。11月には地方制度調査会の最終報告が出るとみられ、その内容によっては、投票結果の通りにいかないこともありえる。
< 9月 北海道新聞>
- ・まちの将来を左右する大問題を、町長と議会だけで決めるわけにはいかない。きちんとした判断材料を提供した上で、住民が参加し、責任を分かち合うことが大切である。
< 9月 北海道新聞>

浦臼町



- ・法定協議会で話し合った上で、合併の是非の判断をしていきたい。
< 6月定例議会（北海道新聞）>
- ・法定協議会の加入イコール合併推進ではないが、加入するにはそれなりの覚悟も必要。今後は加入の是非を議会で十分検討し、議員を通じて地域へ情報提供を行いながら、8月中には法定協議会の結論を出したい。 < 7月 プレス空知>
- ・（4市5町の枠組みが崩れた場合）両隣がなくなり、飛び地になるような場合は、再度、議会や住民説明会などで町民の意見を聞きたい。
< 9月定例議会（北海道新聞）>
- ・任意協議会での議論が進まない以上、法定協議会での話し合いの中で状況を分析するのが最善と考える。合併を想定した話し合いの中で、結果によっては枠組みの見直しや脱退もありうる。いずれにしても11月中旬以降には正確な枠組みなどが決まるので、その時点で住民説明会などを開催したい。
< 9月定例議会（プレス空知）>
- ・現状では合併に対する温度差があり、足並みが揃わないのが実状。法定協議会への参加は、他市町の意味も明確になり、枠組みも見えてくるはず。法定協議会加入の際は、後悔することのないようしっかり議論したい。
< 町政懇談会（9月 プレス空知）>

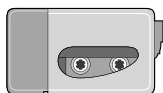
上砂川町



- ・任意協議会では、情報収集に限度があるため、議会や住民と協議を重ねながら法定協議会加入の是非を検討する。

< 7月 プレス空知 >

新十津川町



- ・人件費削減や事務事業の見直しを進め、基本的には単独で生き残る方向を探る。法定協議会への移行の際は、住民と議論を尽くして決めたい。

< 現町長就任時 (5月 北海道新聞) >

- ・地方制度調査会の中間報告では、具体的な姿がいまひとつ見えてこない。合併はまちの存亡にかかわる問題なので、少なくとも最終報告の概要が見えてきた時点で、法定協議会移行の是非を含めて町民と話し合いたい。

< 現町長就任時 (6月 北海道新聞) >

- ・単独で生き残る道を検討する。行政は徹底した経費削減と職員や町民のアイデアが必要だ。

< 6月定例議会 (北海道新聞) >

- ・11月に出される地方制度調査会の最終答申を見極めた上で最終決定したい。

< 住民説明会 (8月 北海道新聞) >

雨竜町



- ・法定協議会に参加するかどうか、住民懇談会で意見を聞きながら、9月までに判断したい。

< 6月定例議会 (北海道新聞) >

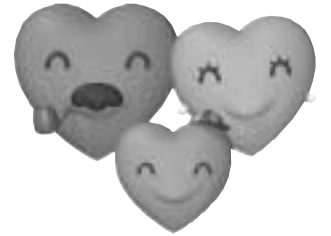
- ・法定協議会となれば、目的を捉えた中での議論となり、1町村が抜けるだけで全体の計画が変わっていく。よほどの理由がない限り逸脱すべきものではない。町政懇談会を開催するなどして、方向付けを示していきたい。

< 6月定例議会 (プレス空知) >

- ・法定協議会不参加を正式に表明。理由は、平成17年4月以降の町村合併がどう進んでいくのか慎重に見極める必要がある。中空知の自治体は産業構造が違いすぎる。任意協議会で住民サービスについて踏み込んだ議論ができなかったの三点。平成17年4月以降、どうなるのかだれにも分からない。焦らず、先を見ながら生きていくのが大事。単独生き残りも合併も地獄。どちらの地獄がいいのか、見極める時期だ。

< 住民懇談会 (8月 北海道新聞) >

市町村合併問題



町民説明会・各種団体説明会

町では、8月26日から、各連合区、各種団体を対象として、市町村合併問題説明会を開催しています。9月末現在で延べ792名の町民の方に参加をいただきました。これまでの説明会における質問や意見、町からの回答について、代表的なものをご紹介します。

Q 合併のメリットは

市町長、議員、職員の削減による財政効果があります。
財政規模が大きくなるので、重点的な投資が可能になります。
(ただし、中心地域が優先される可能性もあります。)
合併特例債など、国からの財政支援があります。
(奈井江町が合併特例債を活用する事業としては、水道事業が考えられます。)

Q 中空知4市5町の状況は？他の枠組みは考えられないのでしょうか？

中空知4市5町では、任意協議会を設置し議論をしてきました。正式に合併に向けて話し合う「法定協議会」へ参加するかどうかを11月下旬までに決めることになっています。合併特例法の期限(平成17年3月)もせまっており、現時点で他の枠組みで議論をすることは難しい状況です。
新十津川町・雨竜町は、法定協議会へ参加しない意向を表明しています。
砂川市は、4市5町の枠組みが崩れた場合は、再度検討する場合も考えられます。
滝川市・赤平市・歌志内市・上砂川町・浦臼町は、法定協議会へ参加する見込みです。

Q この先、奈井江町の財政は大丈夫なのでしょうか？

今後5カ年の財政計画「どうなる？どうする？ないえの財政」を作成し、9月1日に全世界に配布しました。この計画は、現在行われているサービスを基本に推計しています。平成19年度には、基金残高(町の貯金)が2億円になります。基金を積み立てていくためには、さらなる改革が必要です。
そのために、町民の皆さんに参加いただきながら、事業の見直しを行いたいと考えています。また、職員体制の規模についても何らかの見直しが必要と考えています。
公債費(町の借金)は、平成20年度以降は減少していきます。様々な改革により支出を抑え、収入に見合った行政運営をしていくことが財政健全化の条件です。
一般会計を除いた特別会計と企業会計では、現在10億円強の基金等を保有しています。今後、一般会計が厳しさを増したときには、これらの特別会計等への繰出金を調整することにより、収支のバランスをとることができます。

Q なぜ、住民投票を行うのですか？ 町長と議会が判断することでは？

市町村合併問題は、町の将来に関わる大事な問題であり、町長と議会だけで決められるものではありません。
まず、町民の皆さんの意思を確認する必要があります。「参加」こそが、住民自治の原点であります。
子どもたちも含め、町民一人一人が自分の問題として勉強し、考え、議論をして、自らの意思により投票していただきたいと考えています。
町長と議会は、投票の結果を尊重し、十分議論をして最終判断をします。

参加者からのご意見



合併する場合

- * 中心地域ばかりが良くなり、周辺地域はさびれてしまうのでは。
- * 奈井江町が今まで力を入れて取り組んできたことが薄れてしまうのでは。
- * 地域の意見が通らなくなり、みじめな思いをするのでは。
- * 合併特例債は、有利とはいえ、大きな借金を抱えることになるのでは。
- * 旧市町が派閥のようになって交わらない気がする。

合併しない場合

- * 合併しなくてもやっていけるものなら、このまま奈井江町として残っていきたい。
- * 町民が一体となって協力しあい、負担すべきところはしていくことが必要。
行政も、町民に協力を求めていくべき。
- * 奈井江町は、全般的に公共料金が安い。財政が厳しいのなら近隣並みに値上げしてはどうか。
- * 民間の現実を考えると、出された財政計画よりももっと厳しくなるのではないかと思っている。
- * 人口が減り、産業も衰退する中で、今回の合併に乗り遅れて大丈夫かという心配はある。

その他

- * 住民投票に向けて、情報提供や周知徹底を図るべき。
- * 中空知4市5町の財政状況を知らせてほしい。
- * 合併する、しないにかかわらず、地域としてどうすれば残っていけるかということが大事。町民同士が助け合い、地域を守っていくことが必要である。
- * 都市ばかりを優先する国のやり方に納得できない。交付税を下げないよう主張して行ってほしい。
- * サービスや公共施設については、町民とよく話し合いをして見直しをしてほしい。